

平成31年度 呉市中小企業融資制度の概要

◆呉市中小企業融資制度一覧

融資制度名	こんなときにご利用ください	利用できる方	融資の条件							申込先											
			使 途	限度額	期 間	返済方法 (据置期間)	年利 (%/年)	信用保証	保証料 (%)		保証人及び担保										
小口資金	① 小規模事業資金	小規模事業者 従業員20人(商業・サービス業5人 (宿泊業・娯楽業は20人))以下	運転・設備	2,000万円	10年以内	月 賦 (6か月以内)	1.2 以下	信用保証付	料率B	協会所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金 信用保証協会										
一般的な資金	② 経営安定資金	長期の運転資金が必要なとき	運 転 (借換含む)	2,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.7 以下	原則として 信用保証付	料率A	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す										
			※借換は、過去に貸し出した市融資制度資金で、金融機関・ 信用保証協会が認めた場合に限りです。																		
経営安定	② 経営安定資金	1年以内の短期資金が必要なとき	運 転	1,000万円	1年以内	月 賦 半年賦 一時払	1.6 以下	料率A	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す											
						中小企業者又は組合					1,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.0 以下	料率B						
						中小企業者							月 賦 半年賦 (1年以内)			1.0 以下	料率B				
経営安定	② 経営安定資金	取引先の倒産により運転資金が必要な とき	運 転・設備	1,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (2年以内)	1.0 以下	料率B	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す											
						中小企業者又は組合					2,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.0 以下	料率B						
						中小企業者							月 賦 半年賦 (1年以内)			1.0 以下	料率B				
設備資金	③ 設備近代化資金	設備の近代化等のために設備資金が必要 なとき(車等の購入も対象)	設 備	3,000万円 組合5,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (2年以内)	1.7 以下	料率A	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す											
						中小企業者又は組合					3,500万円	10年以内	月 賦 (1年以内)	1.0 以下	0.7						
						創業者又は創業後5年 未満の中小企業者							月 賦 (1年以内)			0.9 以下	0.7				
独立開業	④ 創業支援資金	呉市インキュベーション施設入居者が 独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未 満の中小企業者かつ呉市イン キュベーション施設入居者	(ただし、創業等関連 保証を用いる個人、会 社の創業時の融資額は 自己資金の範囲内)	10年以内	月 賦 (1年以内)	0.9 以下	信用保証付	0.7	協会所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金										
		独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年 未満の中小企業者	運 転・設備		10年以内						月 賦 (1年以内)	1.15 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す				
産業支援	⑤ ものづくり技術伝承資金	ものづくり技術の伝承や高度化のため に資金が必要なとき	運 転・設備	2,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.15 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す										
						⑥ 職場環境改善資金						福利厚生、労働環境改善、ワークライ フバランス推進等のため資金が必要 なとき	運 転 (ワークライフバランスのみ)	1,000万円	10年以内	月 賦 (2年以内)	1.2 以下	料率B			
													設 備	5,000万円	10年以内	1.2 以下			料率B		
													公害防止の 運 転・設備	1,000万円	10年以内					1.2 以下	料率B
													公害防止の 運 転・設備								
⑦ 公害防止資金 (アスベスト対策)	アスベスト対策の資金が必要なとき	運 転・設備	2,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (2年以内)	1.15 以下	料率B														
⑧ 商店街等振興資金	商店街の事業者や新規事業者が資金を 必要なとき	運 転	1,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.2 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法	必要に応じて 担保を要す											
			設 備								3,000万円										
借換支援	⑨ 借換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び 新たに運転資金が必要なとき	既往保証付き借 入金の返済資金 及び返済資金以 外の運転資金	5,000万円 (返済資金以外の運転 資金は、1,000万円を限 度額)	10年以内	月 賦 (1年以内)	1.0 以下	信用保証付	料率B	金融機関又は 協会所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金										

◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会の所定料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率A (本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.72	0.54	0.41
料率B (本市が保証料を一部負担)	1.31	1.20	1.06	0.92	0.78	0.68	0.54	0.52	0.38

注1) 信用保証料率は平成31年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料の改定等により変更することがあります。

注2) ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により、広島県信用保証協会が決定します。

◆取扱金融機関

広島：広島銀行、もみじ：もみじ銀行、呉信：呉信用金庫、伊予：伊予銀行、中国：中国銀行、
山口：山口銀行、広信：広島信用金庫、市信用：広島市信用組合、県信：広島県信用組合、
商工中金：商工組合中央金庫広島支店

注3) 現在、金融機関と取引のない方は、信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることができます。